

5月12日は「民生委員・児童委員の日」

市公式サイト



問 福祉事務所 福祉総務・障がい福祉係 (Tel64-1518)

民生委員は、各市町村に置かれており、住民のみなさんの最も身近な相談相手です。常に住民のみなさんの立場に立ち親身になって相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努めています。

また、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う児童委員も兼ねています。

どんな活動をしているの

民生委員・児童委員は、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じています。さらに、相談内容に応じて関係機関へのつなぎ役となったり、高齢者や障がいのある方の見守りや援助、子どもたちへの声かけなどを行っています。また、活動で知りえた情報を漏らしてはならない「守秘義務」が課されており、相談者のプライバシーを守ります。このように、民生委員・児童委員は、地域住民のみなさんが安全に安心して生活していく上でなくてはならない重要な活動を担っています。

民生委員・児童委員の日

以上のような活動をすすめるには、民生委員・児童委員の存在や活動について、地域住民のみなさんや関係機関・団体等に理解を深めていただき、信頼関係を築いていくことが大切です。

そのために、全国民生委員児童委員連合会では、5月12日を「民生委員・児童委員の日」、5月12日から18日を「活動強化週間」と定め、さまざまなPR活動等を展開していくこととしています。この機会にぜひ民生委員・児童委員について関心を持っていただき、活動へのご理解とご協力をお願いします。

ブロック塀等撤去費の一部を補助します

問 都市計画課 住宅政策係 (Tel64-1532)

大きな地震が発生すると、建物だけでなく塀などが倒れ、大きな被害につながる場合があります。特に道路沿いにある塀が倒れると、通行人などに危険が及ぶ他、緊急車両の通行の妨げになり、避難や救助に支障をきたします。みやま市では、危険なブロック塀などの撤去費の一部を補助します。

対象者

次の要件をすべて満たす人

①市内のブロック塀などの所有者または管理者

②市税の滞納がない人

③暴力団関係者でない人

対象物件

市内の道路沿いにあるブロック塀やレンガ、石などで作られた塀で、みやま市の基準で危険と判断されるもの

補助額

費用の2分の1 (10万9千円を上限)

受付期間 5月6日(木)から ※予算の範囲内、先着順で受け付けます。予算がなくなり次第締め切ります。

※令和4年2月末日までに工事完成が条件です。

※決定前に着工している場合は、補助対象となりません。

消防団員(機能別団員)を募集しています

問 市消防本部 総務課 消防団係 (Tel62-5125)

消防団員は一人一人がそれぞれ仕事をもちながら「自分たちの町は自分たちで守る」という気持ちで活動しています。市内在住または在勤・在学中で18歳以上の健康な人なら誰でも入団できます。

※機能別団員制度とは、特定の活動や大規模災害のみ消防団員として活動する制度です。詳しくは市消防本部総務課消防団係か地元消防団にお問い合わせください。

【みやま市消防団組織再編計画に基づく変更点】

①次の行政区で担当区域の変更を行いました。行政区の催事などで消防団に出場を依頼する場合はご注意ください。

▽金栗区Ⅱ下庄分団(※旧担当：大江分団)

▽北高柳区Ⅱ下庄分団(※旧担当：南第2分団)

▽下坂田区Ⅱ清水分団(※旧担当：水上第2分団)

②下庄、南、水上の第1・第2分団を統合し、下庄分団、南分団、水上分団に再編。高田方面は、2部制を廃止しました。

住宅耐震改修工事費の一部を補助します

市公式サイト



問 都市計画課 住宅政策係 (Tel64-1532)

市内にある古い木造建て住宅の耐震化を進めるため、耐震改修工事に係る経費の一部を補助します。耐震改修工事費の助成を受けるためには、建築士による耐震診断が必要です。

※令和4年2月末日までに工事完成することが条件。

※すでに工事の契約・着手をしている場合は、この事業の対象とはなりません。

受付期間 5月6日(木)から

対象者 市税などの滞納がない人で、住宅の所有者または住宅に居住している人

補助対象住宅

次の要件をすべて満たす住宅

①耐震診断の結果、建物の上部構造評点が1.0未満のもの

②市内にある昭和56年5月31日以前に建築または着工された木造住宅

補助金額

耐震改修工事費の2分の1 (上限60万円)

※受け付けは先着順です。予算がなくなり次第締め切ります。

※補助金の交付を受ける場合、工事契約・着手の前に、耐震改修工事を予定している住宅の内容について、市と協議が必要です。

旧上庄小学校校舎の一部利用

問 教育総務課 施設係 (Tel32-9027)

現在旧瀬高公民館の代替施設として貸し出ししている旧本郷小学校校舎は、学校跡地活用調査を行うため、利用できなくなりました。代替として旧上庄小学校校舎の一部が利用できるようになりました。

※旧本郷小学校の体育館とグラウンドは引き続き利用できます。

利用期間 5月1日(土)～令和4年秋(予定)まで

※みやま市総合市民センター(仮称)開館まで

利用できる部屋

▽旧上庄小学校1階の3教室

▽ランチルーム

利用時間 午前9時～午後10時

利用料金 1時間当たり110円

※冷暖房費は1時間あたり220円

地域ボランティア活動に安心を

問 総務課 庶務法制係 (Tel64-1502)

市では、市民活動中のもしもの事故に備えて、「コミュニティ活動災害補償制度」として保険に加入しています。

補償の対象

ボランティア団体、公民館、自治会、まちづくり協議会などが行う非営利活動(地域活動、社会福祉活動、青少年育成活動、環境美化活動)中の傷害事故および損害賠償責任事故

※補償の対象とならないもの

自然災害による事故、故意による事故、脳疾患、疾病、心神喪失による事故または他覚症状のないむちうち症や腰痛、危険度の高い活動中の事故など

手続きの流れ

①事故が起きた場合は、各団体の責任者を通じて、総務課または市の所管課まで連絡してください。

②事故報告書に必要事項を記載し、市役所総務課に提出ください。

③補償対象であると保険会社が認められた場合、本人へ連絡があります。その後は、請求からお支払いまで保険会社と本人のやり取りとなります。

※補償の対象となるか等不明な点は総務課へお尋ねください。

■コミュニティ活動災害補償制度の補償内容

区分	補償金額(限度額)	
損害賠償責任補償 ※1回の事故につき、5千円は自己負担(免責)です	対人(身体賠償)	最高1人6千万円、1事故3億円
	対物賠償	財物賠償 最高1事故につき300万円 受託物賠償 1事故につき300万円
傷害補償	本人の事故	死亡補償金 300万円 後遺障害補償金 300万円から9万円(程度による) 入院補償金 日額:3千円(180日限度) 通院補償金 日額:2千円(90日限度)

※この補償制度は治療費を補填するものではありません。